

第 2 次

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

素 案

平成 27 年 月

宗 像 市

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要	3
(1) 策定の趣旨	3
(2) 目的	3
(3) 目標年次	3
(4) 位置づけ	4
2. コミュニティ施策	5
(1) 全国のコミュニティ施策	5
(2) 本市のコミュニティ施策の経緯	7
(3) 本市のコミュニティ施策の状況	8
(4) コミュニティ施策の課題	12
3. コミュニティの将来像	17
(1) コミュニティの将来像	17
(2) 基本理念	17

■基本計画編

基本計画の概要

1. コミュニティ機能の充実・強化
2. コミュニティ活動の担い手の確保
3. 自主・自立の促進
4. まちづくり計画の実行
5. 地域力を活かしたまちづくり
6. 連携と協働によるコミュニティづくり
7. 行政との連携強化

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 9 年に「住民と行政の協働」「住民参加によるまちづくり」を基本理念とした『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』を策定し、住民組織の設立、庁内体制の整備、コミュニティ活動拠点の整備などを推進してきました。

平成 19 年には、旧玄海町、旧大島村との合併を踏まえ、「協働のまちづくり」「共生のまちづくり」「自律のまちづくり」を基本理念とした『宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 1 次基本構想・計画）』を策定し、コミュニティ運営協議会を中心とした地域分権の推進、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図ってきました。

平成 26 年は、第 1 次基本構想・計画の目標年次を迎えるとともに、取り巻く社会情勢に加え、各地域や行政が持つ課題の変化に対応する必要があることから、目指すべき将来像を示し、その指針とするべく、新たなコミュニティ基本構想・基本計画の策定を行うものです。

(2) 目的

『第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（本基本構想・計画）』は、コミュニティ活動の推進を図るための行政の基本的な考え方や方向性を示すものです。

『第 2 次宗像市総合計画（第 2 次総合計画）』を基本としており、『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）』や『宗像市市民活動推進プラン（市民活動推進プラン）』などの関連計画等との整合性を図りながら施策を進めます。

基本計画においては、特に第 1 次基本構想・計画の実施状況などを検証するとともに、取り巻く社会情勢及び各地域や行政の現状や課題を踏まえ、それに対応した具体的な方策を記しています。

(3) 目標年次

第 2 次総合計画との整合性を図るため、「平成 27 年度（2015 年）」から「平成 36 年度（2024 年）」までの 10 年間とします。社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、必要な時期に見直すものとします。

平成 27 年度 (2015)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 36 年度 (2024)
第 2 次宗像市総合計画（前期基本計画）		第 2 次宗像市総合計画（後期基本計画）	
第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画			

（４）位置づけ

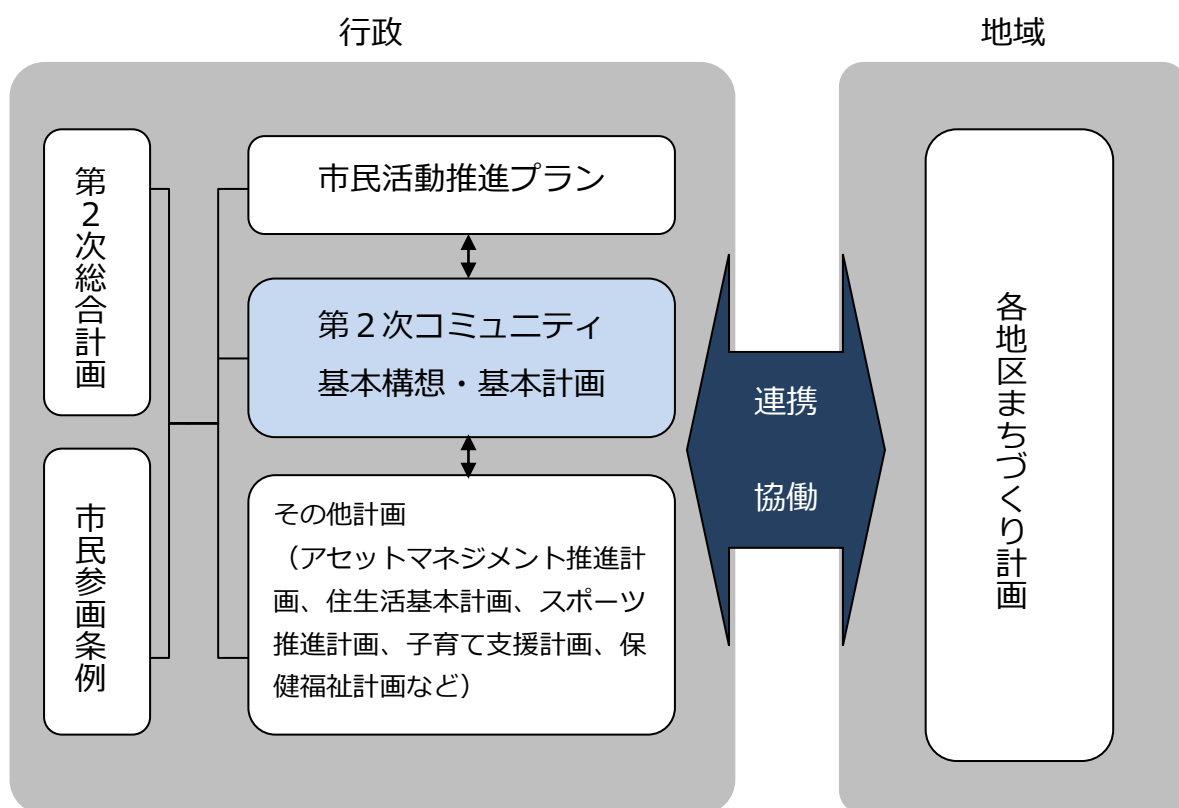
本基本構想・計画は、今後 10 年のまちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した、宗像市の最上位計画である第 2 次総合計画に基づく行政のコミュニティ施策の基本となる構想・計画です。

また、市民一人ひとりが快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とした市民参画条例にも基づいています。

さらに市民活動をより効率的・効果的に推進するため、学びの人材の育成など、まちづくりにつながる考え方を体系的にまとめた市民活動推進プランやその他計画（アセットマネジメント推進計画、住生活基本計画、スポーツ推進計画、子育て支援計画、保健福祉計画など）の関連計画との整合性を図っています。

一方、各地区で策定されている「まちづくり計画」は、地域のコミュニティ施策を進めていく上での車の両輪とも言うべき関係です。まちづくり計画と本基本構想・計画に基づき、地域と行政が互いに連携や協働しながら取り組みを進めていきます。

本構想・計画の位置づけ



2. コミュニティ施策

(1) 全国のコミュニティ施策

○コミュニティの定義

平成 19 年に総務省が発足させたコミュニティ研究会では、コミュニティの定義を「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団」と定義しました。

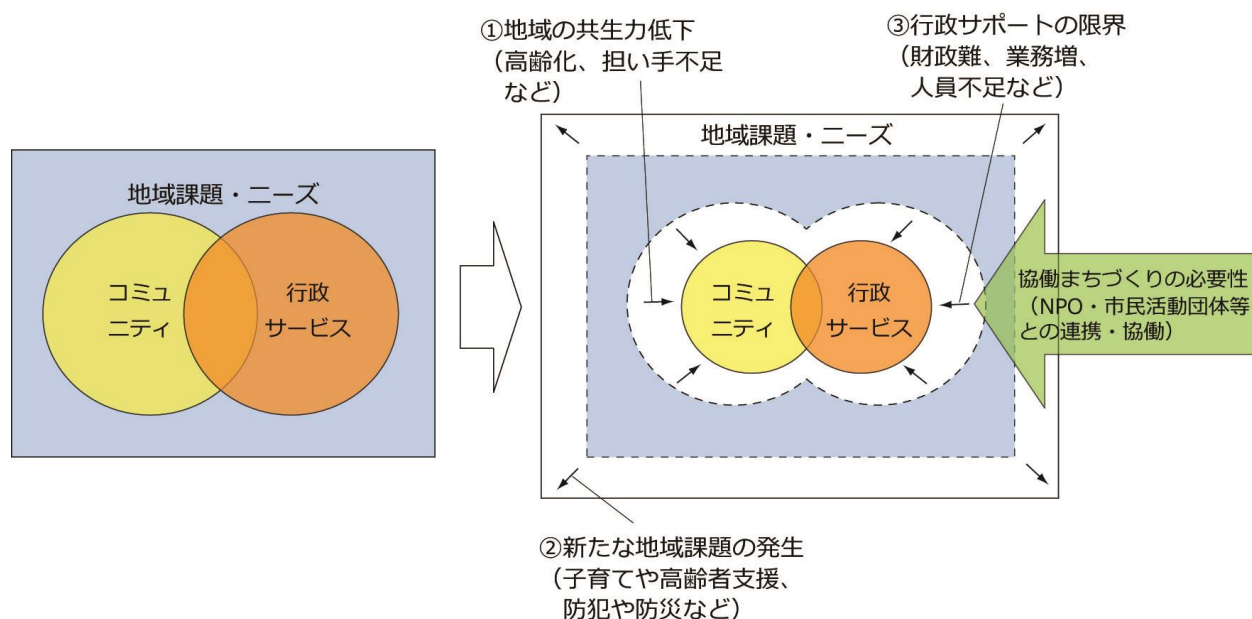
これまでは、一定の地域に居住し、生活の場を共有する地域社会のことをコミュニティとみなしていましたが、総務省の定義では、地域を超えて連携した NPO やボランティアなどの市民活動団体も含む包括的な概念と位置づけられています。

○コミュニティの課題の背景

その背景としては、次のようなことが考えられます。

- ①農村部での過疎化の進展、都市部での家族形態の核家族化や個人化などの影響によって、地域コミュニティの共生力が低下しており、自治機能の強化が必要になってきていること
- ②子育てや高齢者支援、防犯や防災など、多様化する地域課題やニーズへの対応が求められること
- ③厳しい財政状況や地方分権*が進められる中で行政サービスの拡大には限界が生じてきていること

以上のようなことから、コミュニティによる自治を一層重視する必要性が出てきていることが挙げられます。



地方分権とは？

地方のことは地方で考えるという、自律的で特徴ある地域社会の形成を目的に国から地方自治体への権限移譲を行う制度のことです。

○協働のまちづくりの推進

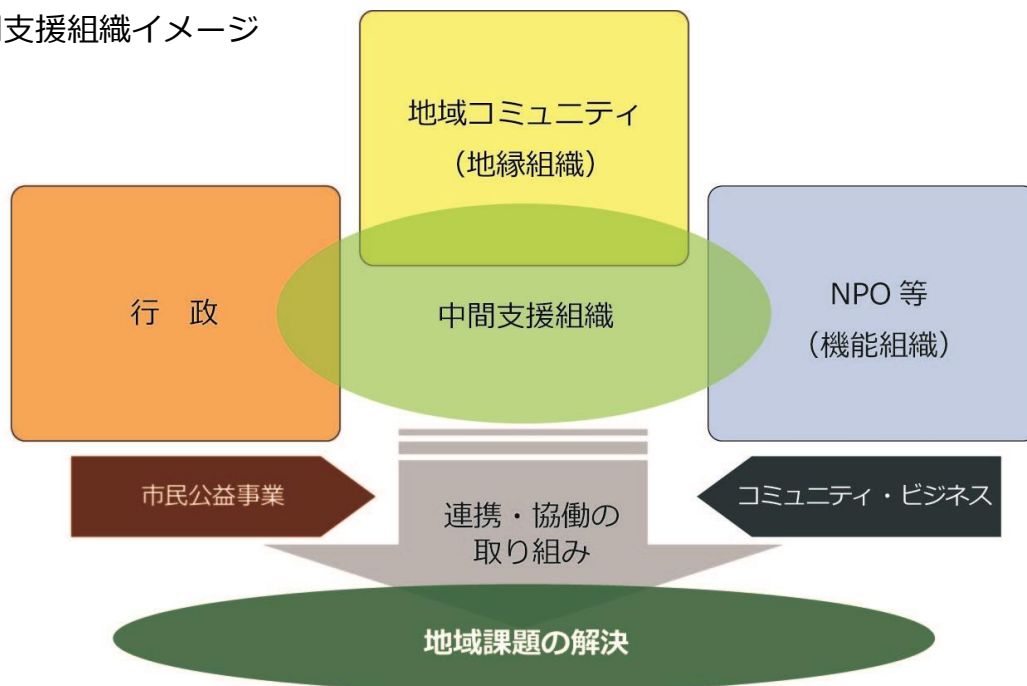
コミュニティに求められる役割や機能が多様化する中で、これまでの地域コミュニティ単独の取り組みだけでは対応することが難しくなっています。そのため、行政や地域住民に限らず、NPO や企業などの多様な主体が参画し、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題に取り組む「協働」のまちづくりが重要となっています。

○多様な担い手の参画、中間支援組織の必要性

しかし、これまで接点の少なかった町内会等の地縁組織と NPO 等の機能組織をどのようにコーディネートするかは大きな課題です。地域社会のニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO 等の仲立ちをしたり、コーディネートする中間支援組織の重要性がますます高まっています。

こうした多様な担い手による協働や連携の取り組みを通じて、市民公益活動*やコミュニティ・ビジネス*などの取り組みが数多く生まれることで、地域社会の様々な課題が解決されるとともに市民生活の向上が期待されます。

中間支援組織イメージ



市民公益活動とは？

明確な定義はないものの、市民の自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的とした非営利で公益的な活動を指しており、NPO（民間非営利組織）やボランティア団体、自治会、企業など、さまざまな団体や個人が担い手となっている。

コミュニティ・ビジネスとは？

地域住民が主体となり、地域の資源を活用しながら、地域や社会の様々な課題の解決にビジネス手法で取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出にもつながる地域貢献型ビジネスのこと。

（２）本市のコミュニティ施策の経緯

○コミュニティ施策の始動期

本市では、昭和 52 年に日の里地区が、昭和 56 年に吉武地区が福岡県のコミュニティ地区に指定されたことをきっかけにコミュニティ施策の取り組みがスタートしました。

平成 3 年に策定された旧宗像市の第 3 次総合計画において、初めてコミュニティづくりを明記し、平成 8 年にコミュニティ・ワーキング会議を設置しました。このワーキング会議によって、旧基本計画を策定し、小学校区をベースとしたまちづくりの組織化やコミュニティ・センターの機能と整備計画を位置づけ、現在のコミュニティ施策の基礎を築きました。また、コミュニティ担当部署（企画課コミュニティ係）を設置し、自由ヶ丘、南郷、日の里をモデル地区としてコミュニティ運営協議会を設置するなどの取り組みを進めました。

○平成 18 年の市民参画条例、平成 19 年の基本構想・計画で現在の形へ

平成 18 年の「市民参画条例」の施行により、コミュニティ運営協議会の位置づけを明確化するとともに、平成 19 年の第 1 次基本構想・計画を策定しました。ここでは、『コミュニティ運営協議会（協議会）』を中心とした地域コミュニティへの権限・財源の移譲、地域と行政が対等な立場での協働のまちづくりを推進する「地域分権*」を謳っており、まちづくり交付金の拡充や協働委託の推進等の施策を盛り込みました。

コミュニティ施策の経緯

昭和 52~56 年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
平成 3 年	総合計画にコミュニティづくりを明記
平成 8 年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
平成 9 年	旧基本計画の策定
平成 10 年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
平成 12 年	モデル地区にコミュニティ運営協議会を設立
平成 13 年	コミュニティ課設置
平成 17 年	第 1 次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ。 行政区長制度廃止、まちづくり交付金導入
平成 18 年	市民参画条例の施行
平成 19 年	第 1 次基本構想・計画を施行

地域分権とは？

国から地方自治体への権限移譲の考え方を地域まで貫き、地方自治体から地域コミュニティへ権限・財源を移譲することで、住民一人ひとりが考え、決定し、責任を持ち、まちづくりに主体的に関わる事を推進する制度のこと。

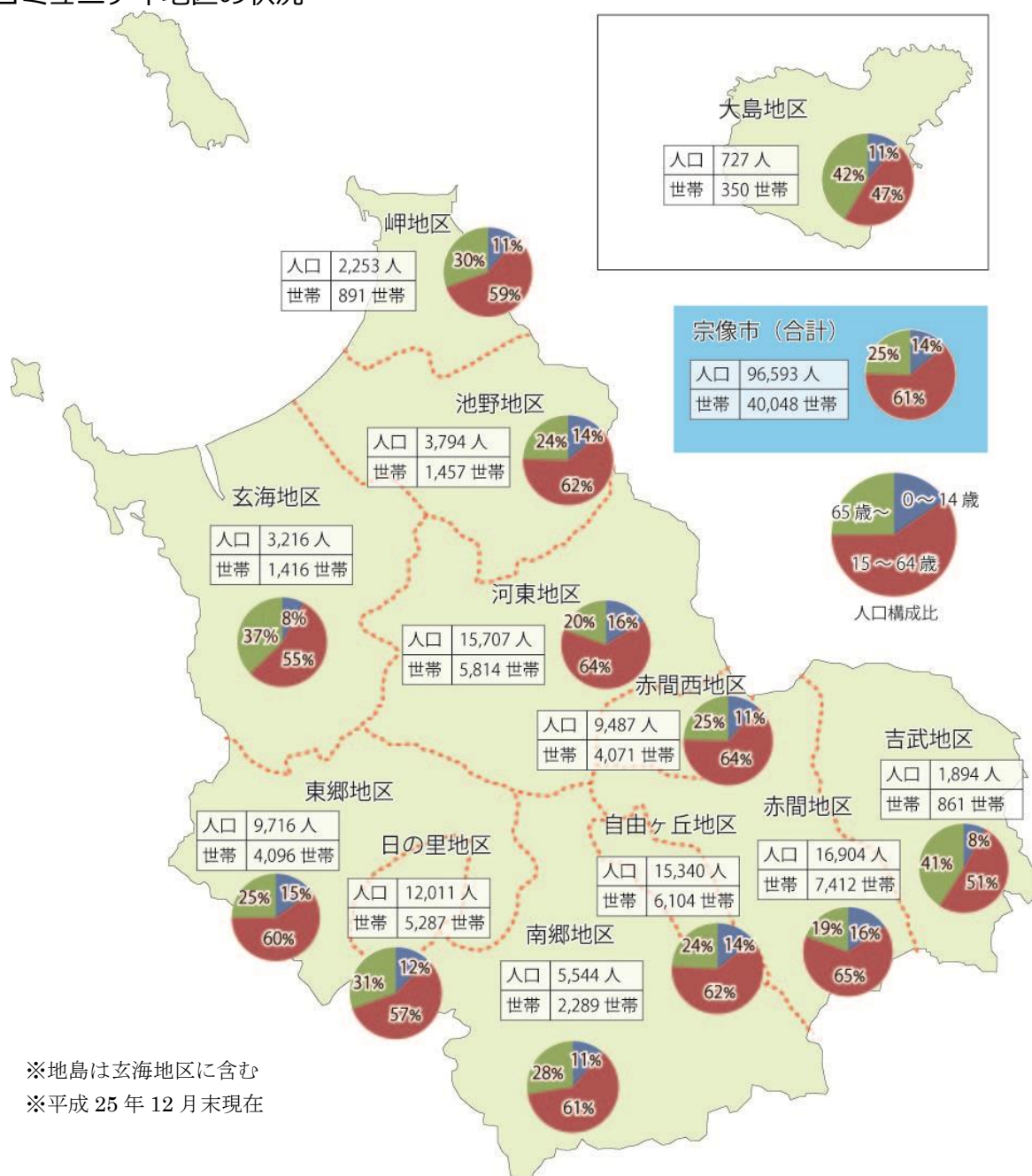
(3) 本市のコミュニティ施策の状況

○地区ごとに異なる特性

本市では、コミュニティの定義を「原則として宗像市立小学校の通学区域において市民等が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と位置づけています。現在、本市には下図に示すように 12 のコミュニティ地区があり、それぞれの地区でコミュニティ運営協議会を中心に活動が行われています。

それぞれの地区の人口や世帯の状況をみると、吉武・玄海地区は地区面積が広いのに対し人口が少なく、高齢化が進んでいます。一方、日の里・自由ヶ丘地区では、面積が狭いのに対し人口が多く分布するなど、地区ごとの特性が大きく異なっています。

コミュニティ地区の状況



○コミュニティ運営協議会の役割

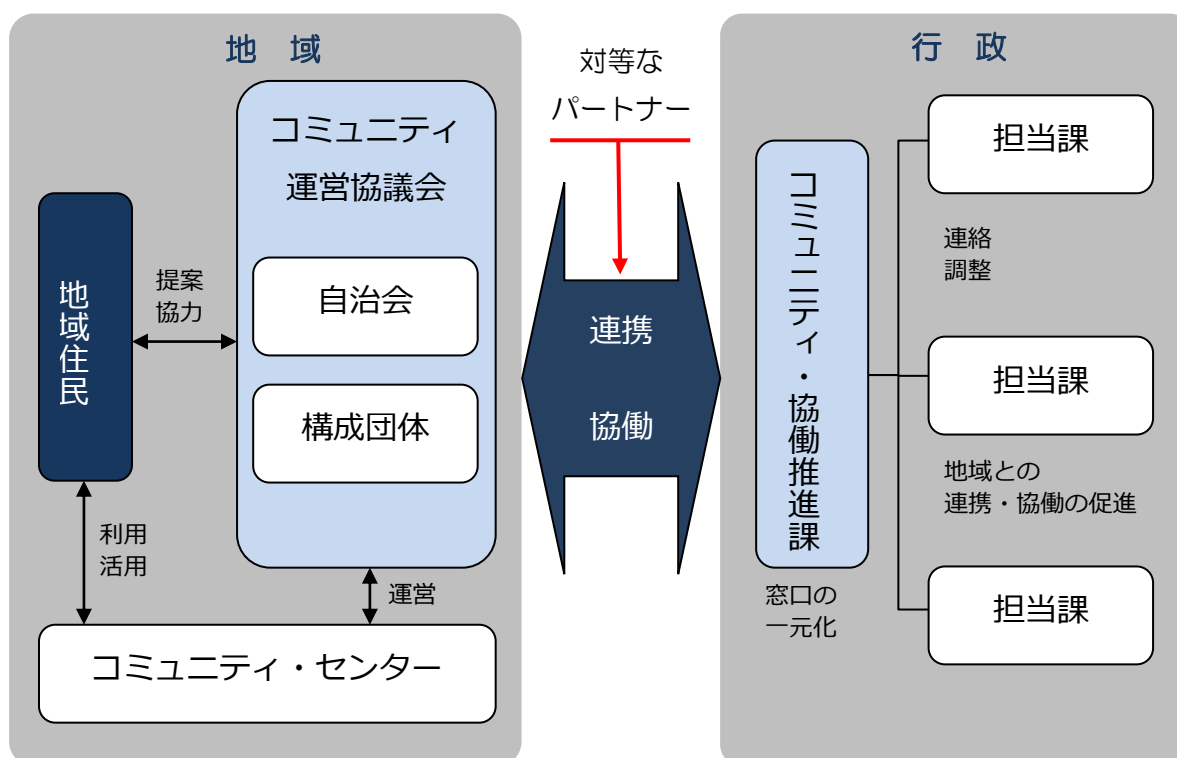
協議会の役割は、自主的なコミュニティ活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、その地区における課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民*の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保を図ることです。それによって、希薄になりつつある「相互扶助」意識を向上し、地域と行政が対等な立場でまちづくりを行う「地域分権」を進めてきました。そのため、まちづくり交付金などによる財源や協働委託等による行政の権限を移譲しています。

○地域の活動拠点となるコミュニティ・センター

各地区には、地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として、コミュニティ・センターを設置しており、コミュニティ活動の活性化と充実を図っています。

また、コミュニティ意識の醸成や活動の促進する観点と、地域住民が自ら活用する施設であることから、協議会が指定管理者となり、施設の運営を担っています。

コミュニティ運営協議会の位置づけ



地域住民とは？

コミュニティ区域において市民等である者をいいます。「市民等」とは、①市内に住所を有する者、②市内の事業所又は事業所に勤務する者、③市内の学校に在学する者、④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、⑤当該事案について利害関係を有する者、と宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）で定義づけられています。

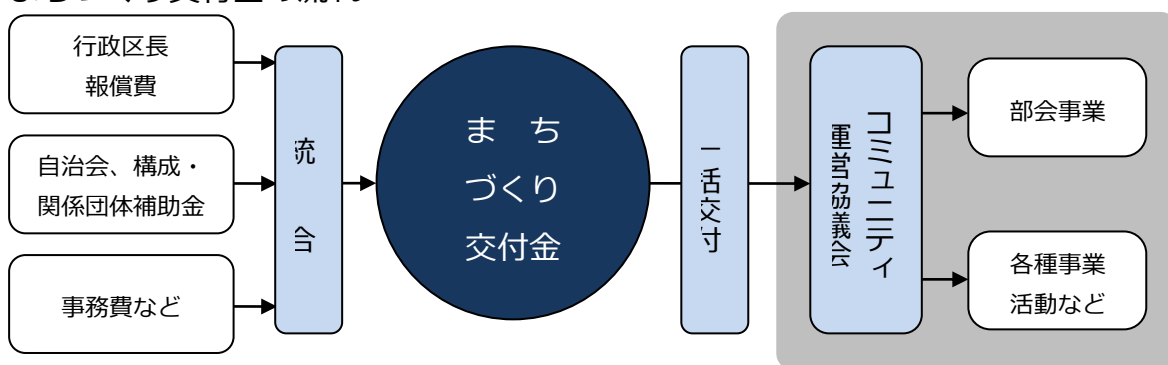
○住民主体のコミュニティ活動

地域にはそれぞれの特性や個別の課題があります。地域住民の知恵やアイデアにより、子育てや高齢者支援、健康や福祉、環境美化、防災防犯及び生涯学習など、地域の状況に応じた事業や活動が、住民主体で行われています。

その主な原資となるのが「まちづくり交付金」です。この交付金は、自治会や各種団体に交付していた補助金などを統合したもので、各地区の状況に応じて、コミュニティ運営協議会に配分しています。まちづくり交付金は県内の他都市と較べても、宗像市は非常に充実しています。

しかし、多様化する地域の課題やニーズに対応した施策を実施するには、人材や財源がともに不足します。これに対応するため、地域創造ビジネス*の展開が期待されています。

まちづくり交付金の流れ



校区コミュニティ補助金・交付金
(1カ所平均)



地域創造ビジネスとは？

前述の「コミュニティ・ビジネス」に相当し、財源確保よりも地域資源の活用による課題解決に重きを置くため、本市では「地域創造ビジネス」と呼びます。

○まちづくり計画に基づく事業の推進

各地区のコミュニティ運営協議会では、自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、地域住民によるきめ細やかなまちづくりの推進と地域の活性化を図るために、地域住民が主体となって各地域で「まちづくり計画」を策定、状況に応じて見直しも行われています。

その各地区のまちづくり計画を基に、地域住民が主体となり、住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域の諸問題の解決を目指す活動が取り組まれています。

各地区まちづくり計画の策定状況

地区名	策定年次	地区名	策定年次
吉武	平成 19 年	東郷	平成 20 年 (平成 24 年見直し)
赤間	平成 19 年 (見直し予定)	日の里	平成 17 年 (見直し予定)
赤間西	平成 19 年	玄海	平成 27 年予定
自由ヶ丘	平成 16 年 (平成 25 年見直し)	池野	平成 21 年
河東	平成 27 年予定	岬	平成 21 年 (平成 23 年見直し)
南郷	平成 17 年 (平成 24 年見直し)	大島	平成 21 年

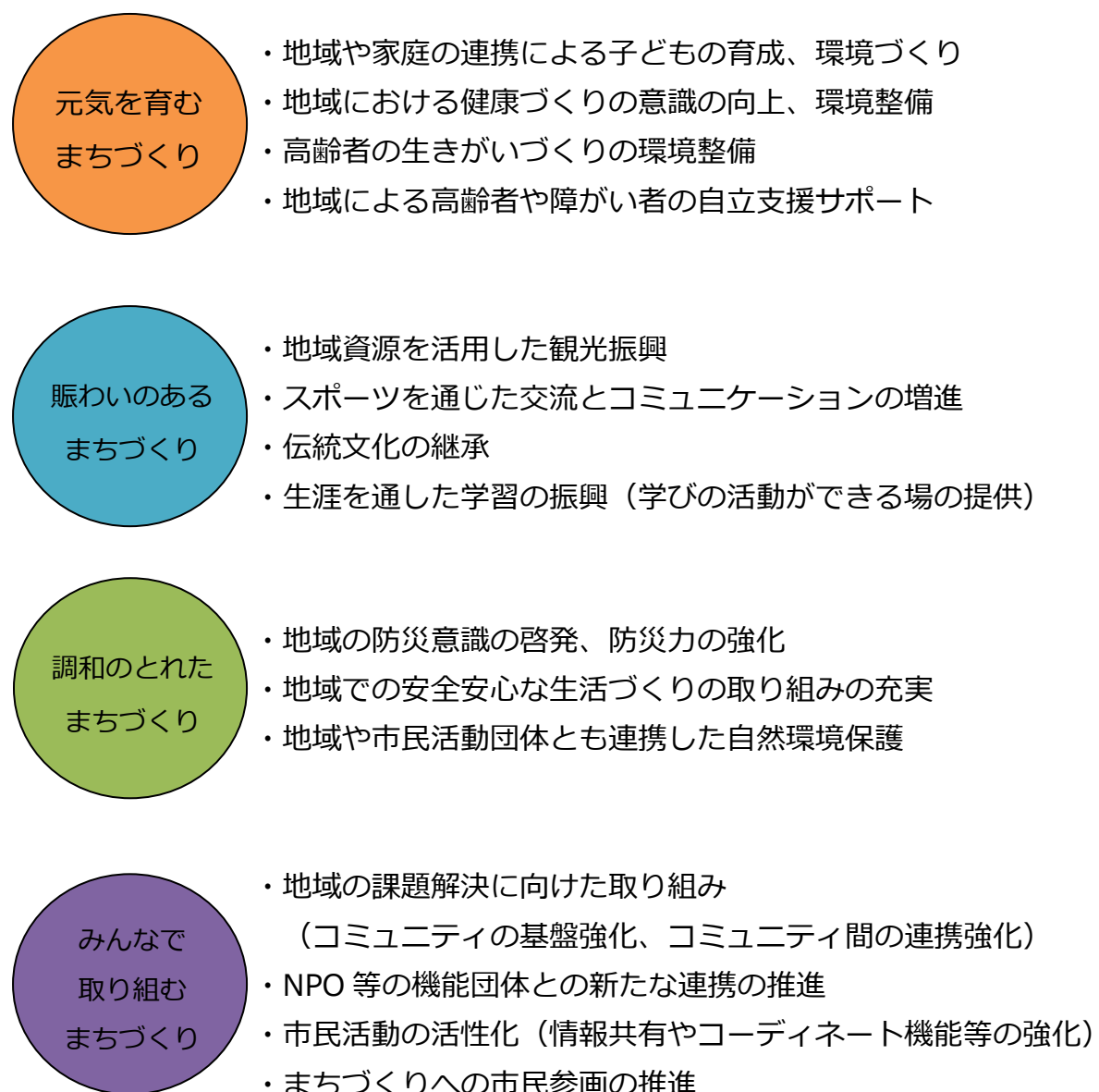
（４）コミュニティ施策の課題

宗像市のコミュニティ施策については、本基本構想・計画の策定作業に加え、第２次総合計画やコミュニティ施策検証審議会の答申などが行われています。ここでは、各検証内容等を踏まえ、コミュニティ施策の課題を整理しました。

○第２次宗像市総合計画のまちづくりの柱とコミュニティ施策の課題

第２次総合計画の前期基本計画の策定時において、地域との関わりについて以下のような課題が挙げられています。

コミュニティ施策の課題



○宗像市合併検証

宗像市では、平成 15 年に玄海町、さらに平成 17 年には大島村との合併が行われています。玄海町との合併から 10 年が経過した平成 25 年度に、合併後のまちづくりがどのように進んでいるか検証が行われました。

その中で、コミュニティ施策の検証においては、市民アンケートの結果から、「コミュニティ役員の負担が増えている」「市からコミュニティへ仕事を押し付けている」といった意見が挙げられおり、コミュニティ活動を担う人材不足が指摘されています。

コミュニティ活動を担う人材の育成はもとより、地域の豊富な人材の掘り起こしを行うことにも取り組む必要性が提案されています。

○宗像市コミュニティ施策検証審議会による答申

宗像市コミュニティ施策検証審議会（以下、検証審議会）が平成 22 年からコミュニティ施策についての調査・審議を行いました。その中で、「行政に求めること」と「コミュニティに求めること」という二つの視点での提言がなされています。

提言の項目内容

総論	1. 人材の育成・確保と事務局体制の強化 2. 連携と協働によるコミュニティ活動の推進 3. 行政職員の意識改革
各論	1. まちづくり交付金の拡充、見直し 2. まちづくり計画策定、見直し、推進 3. 人材育成・人材確保 4. コミュニティの地域特性と数量的格差 5. コミュニティ・センターの整備、管理・運営 6. 自主運営・自主財源・自主活動の強化

○第1次基本構想・基本計画の検証

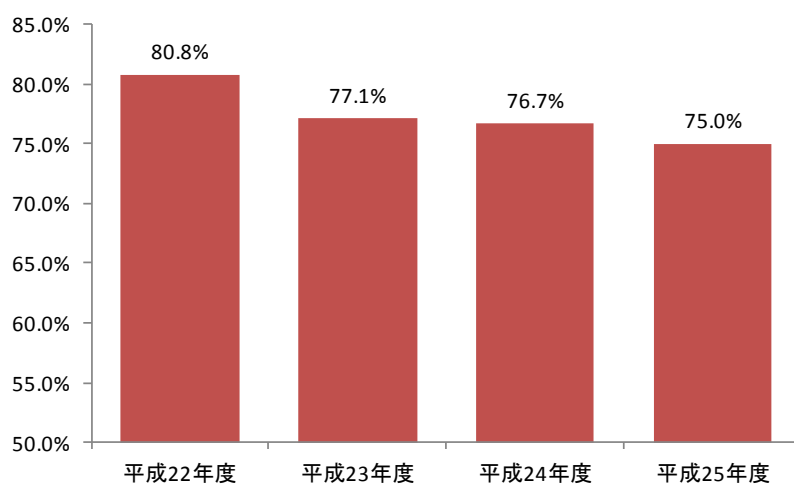
第2次宗像市コミュニティ基本計画策定部会においても、以下のように第1次基本構想・計画の検証が行われ、今後求められる方策が導き出されました。

今後求められる方策		
今後の検討課題		具体的な方策
地区間で補完できる連携、協力及び協働体制 市民活動団体への委託 協働事業の推進 コーディネート機能・中間支援組織の確立 連携・協働先の検討 市民活動推進プランの推進	→	連携・協働による課題解決 コーディネート機能の充実 市民活動推進プランの推進
交付金の在り方、算定方法 企画事業に対する交付金制度の創設 地域課題の抽出と解決策 地域創造ビジネスの展開 自主財源の確保 委託事業の継続 住民ニーズの把握	→	まちづくり交付金の活用 地域課題の抽出・対策 自主財源の確保・自立の促進
まちづくり計画の見直し 事業計画との連動 地区住民への周知 進行管理	→	まちづくり計画の進行管理 まちづくり計画の周知・共有
人材発掘・登用事業、サポーター制度 活動の場の創出、参加者の拡大 課題解決型活動 地域の自主性の確立 生涯学習の推進 地域情報の収集と発信 地域イベントの実施 伝統文化の継承 世代間交流	→	コミュニティ活動の活性化 人材発掘と育成 地域課題の解決 地域特性の確立
スタッフの育成、研修の実施 規約、規程、要領、労務体制等の平準化 評価制度の在り方・基準の明確化、監事の在り方 地域特性に応じた予算配分 センター保全改修計画 センターの交流機能	→	協議会機能の充実・強化 センター機能の充実強化 協議会組織の環境整備
高齢化対策 自治会加入促進、自治会支援 自治公民館の支援 地域公共交通 安全安心のまちづくり 自主防災組織	→	自治会機能の充実・強化 安全安心のまちづくり 地域力の向上
市職員の体制強化、研修の実施、行政組織の検討 会議の内容や方法 市業務の整理 行政サービスの提供 行政情報の発信 地域情報の収集と発信	→	行政機能の充実・強化 行政サービス協働委託の推進 情報収集・発信機能の充実・強化

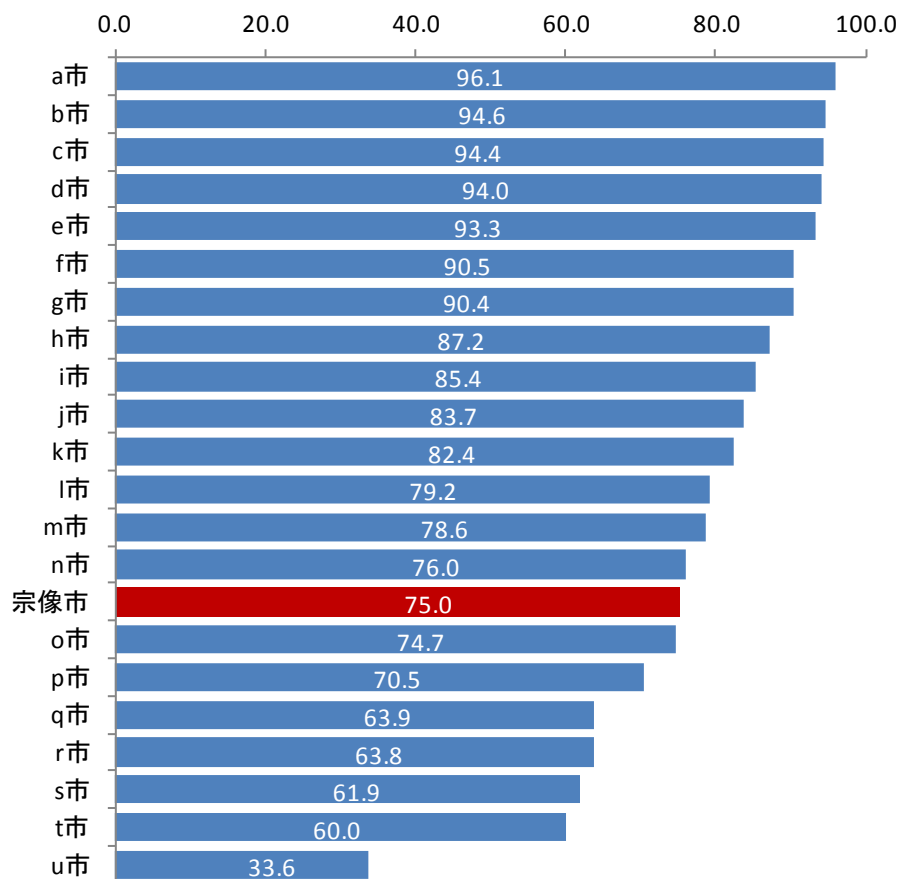
○その他の課題

コミュニティ活動の基本となる自治会加入者の割合は、年々低下を続けています。平成 22 年には 80%を超えていた加入率は、平成 25 年には 75%と約 5 パーセント減少しています。校区コミュニティを実施している県内の都市とくらべても、加入率の低さが目立っています。

自治会加入率の推移



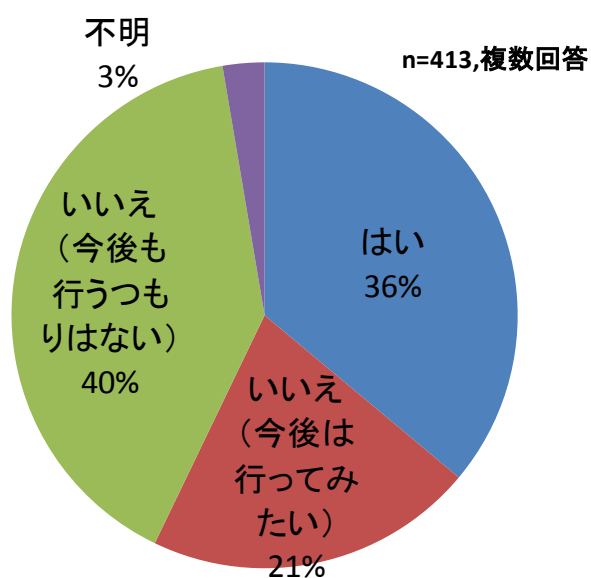
自治会加入率の比較(福岡県内)



平成 25 年度に宗像市民 1,000 人を対象に行われた「市民活動アンケート」では、コミュニティや自治会などの地域活動を行った人の割合が 36%と過半数を下回っています。コミュニティ活動への無関心層の拡大は、人口減少とともにコミュニティの大きな課題となっています。

市民活動アンケート結果

最近1年くらいで、地域活動(コミュニティ、自治会活動)を行いましたか？



資料：市民活動アンケート(平成25年度)

3. コミュニティの将来像

(1) 第2次総合計画とコミュニティ施策

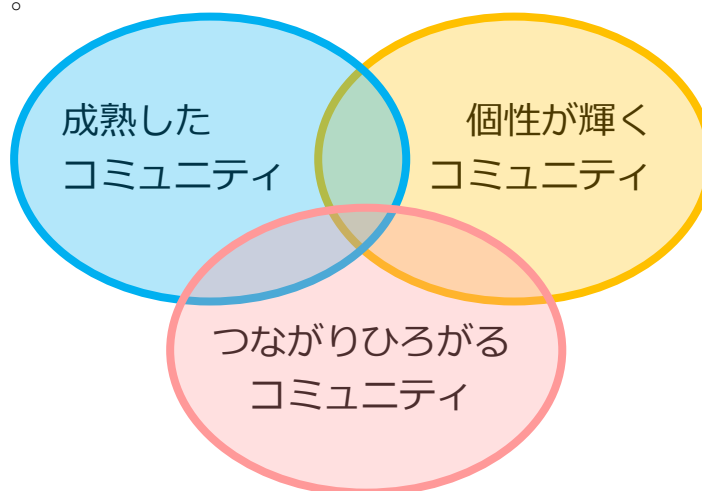
第2次総合計画では、本市ならではの個性があふれ、誇れるまちを築くため、将来像を「ときを紡ぎ 躍動するまち」と定めています。これは、「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」の3つの考え方から構成されています。このうちの「人がつながり躍動するまち」は、人と人とが、対話することで「共感」「協働」することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させようとするものです。

また、第2次総合計画における4つのまちづくりの柱のうち、「みんなで取り組むまちづくり」は、他の3つの柱のいずれにも関わる、共通の柱として位置付けています。そして、「協働」を、「都市ブランド」とともに戦略的取組の1つに位置付けています。



(2) 将来像と基本理念

コミュニティ施策の課題から、目指すべき将来像として次の3つを掲げました。それを実現するための基本理念に基づき基本計画を策定し、今後の施策に取り組んでいくこととします。



○成熟したコミュニティ ～運営体制の基盤強化～

第1次基本構想・計画に基づき、現在まで協働、共生、自律のまちづくりによりコミュニティの基盤を成長させてきました。一方で、安全安心のまちづくり、子育てや高齢者支援をはじめとした地域課題が一層重要視されている中、コミュニティが果たすべき役割も大きくなってきています。また、高齢化や厳しい財政状況、担い手の確保など、とりまく環境も予断を許さない状態です。

そのため、より効率的で効果的な運営体制の基盤強化を図る必要があります。コミュニティ組織や行政の体制の充実・強化、コミュニティ活動の活発化のために、今まで培ってきたものを活かしながら、新たな施策にも大胆に取り組み、コミュニティの成熟を目指します。

○個性が輝くコミュニティ ～地域特性を活かした事業展開～

各地区にはそれぞれの個性があり、それぞれの課題があります。画一的な方法では、それに十分に 대응することはできません。それぞれの地区が持つ特性を活かし、それに沿った施策を考えることで解決に向けて前進するとともに、その地区の魅力を更に引き出すことに寄与すると考えます。

各地区が持つ資源や特長、そして課題を共有し、その特性を活かした対策と活動による事業展開で課題解決を図り、各地区がそれぞれの輝きを放つまちづくりを進めます。

○つながりひろがるコミュニティ ～多様な担い手による連携～

ニーズは多様化し増大するその一方で、それに対処する人材や財源などの資源には限りがあります。その中で、一コミュニティ、一行政組織だけで対応することは困難な場合があります。

各地区はそれぞれ異なった特性を持っており、相互に協力することでそれが活かされ、解決に結び付くことが期待できます。また、専門的なノウハウやスキルを持つ市民活動団体や大学、企業なども、担い手として大きな役割を果たし得ます。

様々な主体が持つまちづくりの力を活かし、ともに連携、協力して課題にとりくむ協働のまちづくりを進めます。